

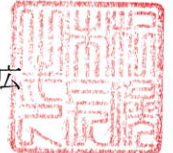


札幌市告示第 1222 号

A～D地域道路台帳補正業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

平成 31 年 3 月 7 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局総務部道路認定課台帳係 電話(011)211-2457
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達する役務の名称
 - ア A地域(中央区・東区)道路台帳補正業務
 - イ B地域(北区・手稲区)道路台帳補正業務
 - ウ C地域(豊平区・清田区・西区)道路台帳補正業務
 - エ D地域(白石区・厚別区・南区)道路台帳補正業務
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による
 - (3) 履行期間
平成 31 年(2019 年)4 月 9 日から平成 32 年(2020 年)3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
別表の道路台帳補正業務単価係数表の台帳補正B単価について入札を行う。入札業務以外の業務単価(契約単価)は、入札業務の単価に別表の道路台帳補正単価係数表に記載された単価係数を乗じて得た金額とする。なお、契約単価には消費税及び地方消費税額を含まず、各発注時の業務総額に 8%相当額を加算した金額を支払うものとする。
- 3 競争参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成 31・32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)において、業種が「建設関連サービス業」の「測量業」のA又はBの等級に登録されており、かつ本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
 - (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が単独での入札参加を、また、事業共同組合等の構成員が単独でこの入札に参加する場合は、当該組合等が入札参加を、それぞれ同時に希望していないこと。
 - (6) 調達役務の内容と同様の履行実績（本市のデジタル道路台帳図初期整備（平成21年度）以降に、道路台帳調製と国土交通省作業規程の準則第82条に基づく数値地形図の作成の両方）を有していること。
- 4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法
- (1) 本告示の日から、上記1の場所において交付する。
 - (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記1に同じ。
- 5 入札参加資格の審査及び決定
- この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。
- (1) 提出書類
 - ア 入札参加申請書
 - イ 添付書類（本役務の提供が可能であることを証明する書類）
上記3に掲げる条件に係る証明書等
 - (2) 入札参加申請書及び添付書類の提出期限並びに提出場所
平成31年3月25日（月）16時まで以上記1の場所へ提出すること。
 - (3) 入札参加資格審査結果通知書の通知
上記5(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果（入札参加資格審査結果通知書）を平成31年3月27日（水）に通知する。
- 6 入札の日時及び場所
- (1) 入札の日時及び場所 上記2(1)の件名ごとに、次のとおりとする。
 - ア A地域（中央区・東区）道路台帳補正業務
平成31年4月4日（木） 10時00分
 - イ B地域（北区・手稲区）道路台帳補正業務
平成31年4月4日（木） 10時15分
 - ウ C地域（豊平区・清田区・西区）道路台帳補正業務
平成31年4月4日（木） 10時30分
 - エ D地域（白石区・厚別区・南区）道路台帳補正業務
平成31年4月4日（木） 10時45分場所は、いずれも札幌市役所本庁舎8階1号会議室
 - (2) 入札書の提出方法

入札箱への投函（送付及び電送による提出は認めない。）

7 入札手続等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本告示に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を平成 31 年 3 月 25 日（月）16 時までに提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(8) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

(9) 詳細は入札説明書による。